

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今後も増加していくと思われる輸入食品から違反を見逃さず、消費者の安心につながるひとつの目安として、検査率10%台の維持を計画に盛り込むこと。 その具体策として、約100,000件とされているモニタリング計画数を約120,000件とすること。	輸入食品の検査は、違反リスクに応じて①初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品に対して行う指導検査、②過去の検査結果から違反の可能性が高い食品に対して行う命令検査、③過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品に対して行うサンプル調査によるモニタリング検査を実施しており、違反食品が輸入されることを防止しております。このため、検査数、検査率だけを捉えて安全確保の取り組みが不十分であると評価することは適当ではないと考えております。
2	モニタリング検査につき1年で1回以上の検査はやめてほしい。継続的に輸入している輸入者が何度も貨物を採取され、その分の損害が発生していることを理解し、やむなく必要であるならば1輸入者につき1年に1回の採取のみとしていただきたい。	また、モニタリング検査については、本計画(案)に基づき、重点的、効率的かつ効果的に実施するため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、検査項目別のモニタリング検査件数を策定しております。
3	残留農薬については、全製品を検査してほしい。一部のものを検査しても、果物などに関しては個体によって違うため。	引き続き、食品等の輸入動向等を勘案しつつ、対象食品を含め、違反リスクに応じた適切な検査の実施等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
4	食品申請を行って丸一日連絡書、済み証が出ないことがあり、忙しいのかと思っていますと後から申請をしている別の申請はその日の午後に済み証が出ていた。どちらも直近の実績がある為、処理時間に大きなバラつきがあるのは非常に疑問である。申請後の確認に1時間、2時間であれば普通だと思うが1日たち申請者から連絡をして審査、確認が進む体制は即刻見直しをお願いしたい。	検疫所における届出書については、食品等の種類によって輸出国政府の発行する証明書の確認や食品衛生法への適合性を確認する事項が異なるなど、確認に時間を要する場合があります。ご疑問の点がありましたら、届出先の検疫所にご確認ください。
5	相手国との十分なコミュニケーションの体制整備の更なる充実を求めます。HACCPによる衛生管理については、輸出国との二国間協議を確実に進めてください。 ※ 同様の意見が3件	本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策をさらに推進し、輸入食品の安全確保に努めてまいります。
6	コロナ禍により積み上げられたオンライン活用の経験を活かし、リアルとオンラインの併用により、輸出国とのより密な関係づくり等を行い、これらの施策を着実に実行してください。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	輸入者への指導も、徹底して行われることが求められます。輸入食品の流通状況についての確認が常時行えるための、記録の作成及び保存は、たいへん重要です。 ※ 同様の意見が1件	法違反が発見された場合は検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、輸入者に対し、迅速な回収、原因究明及び再発防止を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずることとしています。 また、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めること及び法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録を速やかに提供することが可能となるよう指導することとしています。 今後とも、適切な監視体制の整備や輸入者への指導を適切に実施すること等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
8	危険と判断され回収されることになった際に購入済み、購入しようとする消費者は情報を知るまでに時間がかかり飲食する可能性が高いです。 災害と同じく、携帯電話会社のサービスにて通知される様にして欲しいです。	モニタリング検査の結果、違反となった食品に関する情報は、「違反事例速報」として、厚生労働省ホームページに掲載もしています。 また、輸入食品監視指導計画等に基づき実施されたモニタリング検査の結果については、実施状況等についてとりまとめの上、厚生労働省ホームページに掲載しています。 なお、食品衛生法上問題のない食品についての個別の検査情報について、食品等事業者に公開等を義務付けることは困難と考えています。
9	モニタリングされたデータは広く公開される事無く、企業間又は企業と役所の間でのやり取りのみとされているように感じました。企業には全ての輸入食品のモニタリングのデータをHPで公開するよう義務付けて欲しいと思います。	モニタリング検査の結果、違反となった食品に関する情報は、「違反事例速報」として、厚生労働省ホームページに掲載もしています。 また、輸入食品監視指導計画等に基づき実施されたモニタリング検査の結果については、実施状況等についてとりまとめの上、厚生労働省ホームページに掲載しています。 なお、食品衛生法上問題のない食品についての個別の検査情報について、食品等事業者に公開等を義務付けることは困難と考えています。
10	検査基準値やEU、アメリカ等の主要先進国の検査基準のHPを作成し、消費者がいつでも確認出来る環境を整えて欲しいと思います。	日本の食品衛生法における基準値等は、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)において定められており、当省ホームページの「食品別の規格基準について」から確認できるようになっております。 また、海外における情報は、最新の情報については海外の規制当局のホームページを確認する必要がありますが、農業や動物用医薬品の海外の基準値に関する情報について、国立医薬品食品衛生研究所ホームページに各国等のホームページのリンクが取りまとめられておりますのでご参照下さい。
11	一般消費者が、適切な情報を得るための対策をたてるべきです。さらに厚労省のみならず、農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携をしっかりと行い、消費者への情報提供に努力し、明確かつ迅速な情報公開をお願いします。 また一方的な情報だけでなく、消費者の意見を受け止めるリスクコミュニケーションを求めます。 ※ 同様の意見が1件	国民が適切な情報を得て、また意見交換を行うといったリスクコミュニケーションの取り組みは重要であると考えております。本計画(案)においては、5(5)④において食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を実施するなど、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしております。引き続き、関係府省庁とも連携を図り、効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	食品衛生監視員の増員、スキルアップ、検査機器の拡充など、さらなる監視指導の体制強化を図るべきです。 ※ 同様の意見が3件	輸入食品等の監視体制については、引き続き、食品等の輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。
13	輸入者による自主的な安全管理は重要ですが、国による監視が行き届かなければならないと考えます。器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入もあり、食品衛生監視員の増員などがなければ、実効ある計画にならないと考えます。	
14	輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。	輸入食品の安全性を確保するため、食品供給の行程の各段階において適切な管理がなされるよう輸入食品監視指導計画に基づき監視指導を実施するとともに、関係府省庁や都道府県等との連携、関係団体等が開催する講習会等に担当者を派遣することなどを含め、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。
15	日本の食品安全に携わる人材の養成の更なる充実を求めます。	また、上記取り組みが着実に実施できるよう、引き続き、適切な監視体制の整備等に努めてまいります。
16	日本には海外から多くの遺伝子組み換え農作物が輸入されています。遺伝子組み換え農作物の輸入基準が守られているかは消費者にとって大きな関心事です。この大量な農作物の検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対策をするべきです。	食品衛生法において、厚生労働大臣が定める遺伝子組換えに係る安全性審査の手続きを経ていない食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しており、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査の手続きを経る必要があります。
17	遺伝子組み換え作物の輸入が多い日本において、その実態はあまり知られていません。消費者に対し、安全性評価および環境影響の評価を実施し認可された作物のみが流通している事を周知し理解を深めるための施策を推進するとともに、生鮮品に混入して輸入されることのないよう、輸出国での管理の徹底と水際での監視の強化を一層図られることを希望します。	今後とも、遺伝子組換えトウモロコシ、ダイズ及びナタネ等の遺伝子組換え食品の開発状況等については、関係府省庁及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じモニタリング検査を行うなど、安全性未審査の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、適切に対応してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	開発が進むゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とした加工食品の輸入にあたって、事業者からの相談受付、届出手続きが漏れなくされるように徹底すること。また、当該食品が国内に流通するにあたっては、消費者に対してゲノム編集技術応用食品であることの情報提供がされるよう、引き続き、消費者庁と連携して事業者に対応すること。 ※ 同様の意見が1件	ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こりうる範囲の遺伝子変化のものは、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから特段の安全性審査を行う必要性は認められず、届出の対象としています。 一方、ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、外来遺伝子が組み込まれたもの等、従来の育種技術では起こりえない範囲の遺伝子変化のものは、組換えDNA技術応用食品等と同様に、安全性審査の対象と整理しています。 この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。 このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、厚生労働省のホームページ(英語版を含む。)、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図るなど、引き続き届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。 なお、表示に関連する消費者への情報提供に関する御意見に関しましては、消費者庁にお伝えします。
19	BSEに対する消費者の不安は今も強くあります。輸出国の対日輸出プログラムが守られているのか、輸入した時に検証できる方法があるのかなど、消費者が安心できるBSE対策が求められます。	BSE発生国からの輸入牛肉等については、リスク評価の結果を踏まえた対日輸出条件を二国間協議において定め、輸入の都度、その条件を遵守できると輸出国政府が認定した施設において、対日輸出条件に従って処理されたこと等を証明する輸出国政府発行の証明書の添付が必要となります。 今後とも、検疫所において輸入時に必要な衛生証明書の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査等を実施し、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。
20	いわゆる健康食品は、濃縮した特定の成分を含有したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法により健康被害の事例が発生しています。消費者庁など他の省庁とも連携し、健康被害の発生を未然に防止するための監視・指導の強化を図られることを望みます。 ※ 同様の意見が1件	輸入食品の安全性を確保するため、関係府省庁や都道府県等との連携を図り、適切な管理がなされるよう監視指導を実施することが重要であると考えております。また、本計画(案)5(3)①のとおり、いわゆる健康食品として販売される食品にあつては、食品に利用可能な成分であるか、食経験の確認など、輸入者に対して安全性の確保に努めるよう指導するとともに、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	加工食品は、様々な形で輸入されています。日本で加工される食品の原材料、添加物等も多く輸入されています。事業者に対し、自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導するとなっています。偽装等の防止対策も必要です。ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えます。	加工食品の安全管理については、輸入加工食品の自主管理に関する指針(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)により、輸入者に対し、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送等の各段階における確認事項等を示し、自主衛生管理の推進を図っています。検疫所においても、引き続き、輸入食品監視指導計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的な検査等や輸入者等に対する指導等を行ってまいります。
22	食品防御(フードディフェンス)の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。	食品防御(フードディフェンス)については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。 このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)を策定するとともに、食品防御(フードディフェンス)に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。 今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。